

リフォームローン・ワイド

【保証会社 全国しんくみ保証㈱】

【再保証会社 ㈱オリエントコーポレーション】

平成 27 年 10 月 1 日現在

商品名	リフォームローン・ワイド
ご利用いただける方	満 20 歳以上で完済時 76 歳未満の勤続年数 2 年以上の給与所得者または営業年数 2 年以上の個人事業者 なお、資金使途が借換の場合は、直近 12 か月間延滞のない方
対象物件	申込者本人が居住する（居住を予定する場合も含まれます。）申込者本人所有の居宅、または申込者本人が同居する（同居を予定する場合も含まれます。）家族所有の居宅
お使いみち	リフォーム関連資金 増改築・修繕等資金、電化対応等資金、エコ給湯対応等資金、バリアフリー対応等資金、家屋解体に要する資金等 ただし、転売目的、事業性用途として使用している建物の解体は除きます。 他金融機関のリフォーム資金に関するローンの借換資金 ただし、店舗改装等の事業性資金は除きます。なお、他金融機関にはクレジット会社を含み、消費者金融会社は除きます。
ご融資金額	10 万円以上～1,000 万円以下（1 万円単位） ただし、借換の場合は残高決済資金の範囲内とします。なお、本ローンを含む総返済金の年間返済額が前年所得の 40% 以内とします。 また、本人所得には、同居する親族に限り、申込者の年収の 2 分の 1 を限度として所得合算が可能です。 家屋解体に要する資金の場合は、300 万円を上限とします。
ご融資期間	15 年以内 ただし、借換の場合の最長期間は、残月数を超える直近の 6 か月単位とします。家屋解体に要する資金の場合は、7 年以内とします。
ご融資形態	証書貸付
ご融資利率	金利については、お取引店の融資窓口にお問い合わせください。
優遇金利制度	組合員の優遇金利制度があります。
ご返済方法	「元利均等返済」または「元利均等ボーナス併用返済」 元利均等返済 毎月決まった金額（元金+利息）を指定口座から自動引き落としします。 元利均等ボーナス併用返済 元利均等返済とボーナス月増額返済の併用、ボーナス月に増額して返済できる金額は借入金額の 50% 以内です。ボーナス返済月増額返済は 6 か月ごとの指定月とします。

商品概要説明書

	店頭で申し出いただければ返済額の試算をいたします。 全部繰上返済は可能ですが、一部繰上返済はできません。
実行方法	原則、本人口座経由の振込指定とします。 ただし、ご融資金額が 100 万円未満でかつ保証会社が認めた場合を除きます。なお、他金融機関の借換資金で、借入先への決済方法が口座振替のみの場合は、当該金融機関の返済口座（契約者名義）に決済予定日の前日もしくは当日に本人口座経由で振込むことも可とします。 また、保証会社が必要と認めた場合は、工事着工確認後もしくは工事完了確認後振込とします。
担保	不要です。
連帯保証人	原則不要です。 ただし、保証会社の審査により、連帯保証人が必要な場合があります。 なお、以下の場合には連帯保証人が必要です。 対象物件が共有名義の場合の共有者 所得合算を行う場合の合算者
保証料	保証料はご融資利率に含まれています。
手数料	(1) 取扱手数料 ご融資金額 30 万円未満は 1,080 円 ご融資金額 30 万円以上は 3,240 円 (2) 貸出条件変更手数料 全部繰上返済等（1 件につき）4,320 円
申込み時に必要な書類	本人確認資料・・・運転免許証、健康保険証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、印鑑証明書のうち 1 点 所得証明書・・・公的な所得証明書が必要です。なお、前年度の公的な所得証明書が取得できない期間は、源泉徴収票も可とします。
団体信用生命保険	団信の加入は任意です。 （保険料は当組合が負担します。）
資金使途証明書等	見積書写しまたは契約書写しおよび対象物件の登記簿謄本 なお、借換の場合は借入先、資金使途、直近 12 か月正常であることを証明する以下の書類が必要となります。 (1) 申込時に必要な書類 返済予定表 返済用預金口座通帳写し 残高証明書 (2) 融資実行後に必要な書類 完済の事実を証明する書類（計算書・残高証明書等）
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 受付日:月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間:午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意して

商品概要説明書

おりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。ホームページアドレス <http://www.hiroshima-kenshin.co.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出下さい。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1